

【 注射 】

３９２ 消化管出血を確認した外来の患者に対する塩酸メトクロプラミド
【注射液】の算定について

《令和６年１１月２９日》

○ 取扱い

内視鏡検査等により消化管出血を確認した外来患者に対する塩酸メトクロプラミド【注射液】（プリンペラン注射液等）の算定は、原則として認められない。

○ 取扱いを作成した根拠等

塩酸メトクロプラミド【注射液】（プリンペラン等）は、化学受容体引き金帯（CTZ）のドパミンD₂受容体を遮断することにより制吐作用を示す医薬品である。また、セロトニン5-HT₃受容体遮断作用の関与や5-HT₄受容体刺激作用による消化管運動亢進作用も示唆されており、この消化管運動亢進作用により、消化管の出血を悪化させるおそれがある。

以上のことから、内視鏡検査等により消化管出血を確認した外来患者に対する当該医薬品の算定は、原則として認められないと判断した。